

きゅうでんガス
(使用契約条件)

平成29年4月1日 実施

九州電力株式会社

きゅうでんガス 目次

1	適用範囲	1
2	料金	1
3	日割計算	4
4	電気需給契約が消滅する場合の取扱い	4
5	その他	4
附	則	6
別	表	7

1 適用範囲

この使用契約条件（以下「この契約条件」といいます。）は、同一の需要場所において、同一の契約名義により、当社が別に定める需給契約条件のスマートファミリープラン [ガスセット] またはスマートビジネスプラン [ガスセット] により電気の供給を受けるお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

ただし、当社との電気需給契約がないお客さまについても、次のいずれかに該当する場合は、この契約条件を適用することがあります。

- (1) ガスの使用開始にあわせてスマートファミリープラン [ガスセット] またはスマートビジネスプラン [ガスセット] による電気の需給を開始することが明らかな場合で、電気の需給開始に先だってガスの使用を開始されるとき。
- (2) 当社との電気需給契約の消滅にあわせてこの契約条件の適用を解消されることが明らかな場合で、電気需給契約消滅後にこの契約条件の適用を解消されるとき。

2 料金

料金は、(1)および(2)を適用して、1月ごとのガス供給条件（以下「供給条件」といいます。）15（使用量の算定）に定める使用量にもとづき算定された基本料金および従量料金の合計といたします。

なお、従量料金は、基準単位料金または別表（単位料金の調整）により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金にその1月の使用量を乗じて算定いたします。

(1) 適用区分

料金表の適用区分は、料金の算定期間の使用量に応じ、次のとおりといたします。

使 用 量	適用される料金表
0立方メートルから15立方メートルまでの場合	料金表A
15立方メートルをこえ30立方メートルまでの場合	料金表B
30立方メートルをこえ100立方メートルまでの場合	料金表C
100立方メートルをこえる場合	料金表D

(2) 料 金 表

イ 料 金 表 A

(イ) 基 本 料 金

1月および1契約につき	896円40銭
-------------	---------

(ロ) 基 準 単 位 料 金

1立方メートルにつき	242円28銭
------------	---------

(ハ) 調 整 単 位 料 金

(ロ)の基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ロ 料 金 表 B

(イ) 基 本 料 金

1月および1契約につき	1,112円40銭
-------------	-----------

(ロ) 基 準 単 位 料 金

1立方メートルにつき	227円88銭
------------	---------

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ハ 料金表 C

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	1,533円60銭
-------------	-----------

(ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	213円84銭
------------	---------

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ニ 料金表 D

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	2,127円60銭
-------------	-----------

(ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	207円90銭
------------	---------

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに別表（単位料金の調整）により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3 日 割 計 算

供給条件17（日割計算）(1)の適用を受ける場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

なお、2（料金）(1)の料金表A，料金表B，料金表Cまたは料金表Dの適用区分は、料金の算定期間における使用量に30を乗じ、日割計算対象日数で除した1月換算使用量によります。また、1月換算使用量の単位は、立方メートル単位の整数とし、その端数は、切り捨てます。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、基本料金は、2（料金）(2)の基本料金といたします。

(2) 従 量 料 金

従量料金は、2（料金）(2)を適用し、料金の算定期間における使用量によって算定いたします。

4 電 気 需 給 契 約 が 消 滅 す る 場 合 の 取 扱 い

需要場所における当社との電気需給契約が消滅する場合等、1（適用範囲）に定めるこの契約条件の適用範囲を満たさないことを当社が確認したときは、この契約条件の適用を解消させていただきます。この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

5 そ の 他

(1) お客さまが、同一需要場所において、同一名義により、スマートファミリープラン〔ガスセット〕により電気の供給を受けている場合は、料金の支払方法について、原則として供給条件19（料金その他の支払方法）(1)ロは適用いたしません。

(2) この契約条件に定めのない事項については、ガス供給条件によるもの

といたします。

附 則

(実 施 期 日)

この契約条件は、平成29年4月1日から実施いたします。

別 表

(単位料金の調整)

当社は、毎月、(1)イによって算定された平均原料価格が85,350円を下回る場合は、2(料金)(2)の基準単位料金から(1)ロ(イ)によって算定された原料費調整単価を差し引き、(1)イによって算定された平均原料価格が85,350円を上回る場合は、2(料金)(2)の基準単位料金に(1)ロ(ロ)によって算定された原料費調整単価を加えて調整単位料金を算定いたします。

(1) 原料費調整単価の算定

イ 平均原料価格

平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times 0.9423 + B \times 0.0620$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG
価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG
価格

また、各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格および1トン当たりの平均LPG価格の単位は、10円とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

ロ 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1トン当たりの平均原料価格が85,350円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{原料費調整単価} &= (85,350\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{100} \\ &\quad \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(ロ) 1トン当たりの平均原料価格が85,350円を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{原料費調整単価} &= (\text{平均原料価格} - 85,350\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{100} \\ &\quad \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

また、基準原料価格と平均原料価格との差額は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で切り捨ていたします。

ハ 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金の算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金の算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金の算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金の算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金の算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金の算定期間

(2) 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1立方メートルにつき	8銭1厘 (消費税等相当額を含みません。)
------------	--------------------------